

## 聖籠町告示第5号

聖籠町宅地分譲地購入費補助金交付要綱を次のように定める。

平成27年2月2日

聖籠町長 渡邊 廣吉

### 聖籠町宅地分譲地購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、町が分譲を行っている宅地（以下「分譲地」という。）の販売促進及び地域経済の活性化を図るため、町小企業者（以下「事業者」という。）を利用して新築する者に対し予算の範囲内で聖籠町宅地分譲地購入費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、聖籠町補助金等交付規則（平成23年聖籠町規則第33号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 町内において、人の居住の用に供する家屋で自ら居住するために所有するものをいう。
- (2) 町小企業者 次のいずれにも該当し、産業観光課に備え付けられている町指定建築業者登録名簿に登録された者
  - (ア) 建設業法第3条の規定による建設業許可を有すること。
  - (イ) 聖籠町に主たる事業所を置いて建設業を営んでいる法人又は個人で、小規模企業振興基本法（平成26年法律第94号）第2条第2項に規定される小企業者
  - (ウ) 町税を滞納していないこと。
  - (エ) 契約を締結する能力があること。
  - (オ) 住宅瑕疵担保責任保険届出事業者証の交付を受けている者

(補助金の交付対象者)

第3条 この告示による補助金の交付対象者は、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 住宅を新築する目的で分譲地を購入した個人

- (2) 町小企業者と住宅新築契約を締結して、当該地に住宅を建築した者
- (3) 前号の住宅に住所を有し、居住する者
- (4) 市町村税等を滞納していないこと。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、当該分譲地の分譲価格に20パーセントを乗じて得た額とする。ただし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、平成27年10月31日までに着工し、聖籠町宅地分譲地購入費補助金交付申請書（別記様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。ただし、自己の都合によらず、やむを得ない事情があると町長が認めるときは、この限りではない。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認済証の写し又は同法第7条第5項の規定による検査済み証の写し
- (2) 町小企業者との契約が確認できる書類
- (3) 町税等の納税証明書又は完納証明書
- (4) その他町長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 町長は、前条の申請があったときは、内容を審査し適当であると認めるときは、申請者に聖籠町宅地分譲地購入費補助金交付決定通知書（別記様式第2号）により、補助金を交付しないときは、聖籠町宅地分譲地購入費補助金不交付決定通知書（別記様式第3号）により、当該申請を行った者に通知するものとする。

(実績報告書)

第7条 補助金の交付決定を受けた者は、平成28年3月31日までに工事を完了させ、直ちに当該完成した住宅に居住して、聖籠町宅地分譲地購入費補助金実績報告書（別記様式第4号）に次の書類を添えて町長に提出しなければならない。ただし、自己の都合によらず、やむを得ない事情があると町長が認めるときは、この限りではない。

- (1) 登記事項証明書等（建築住宅の所有者が確認できる書類）
  - (2) 住民票の写し
  - (3) 完成した状況がわかる現況写真
  - (4) その他町長が必要と認める書類
- （補助金の交付）

第8条 町長は、前条の規定による実績報告書を受けたときは、その内容を審査し、適合すると認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、聖籠町宅地分譲地購入費補助金交付額確定通知書（別記様式第5号）により当該報告書を提出した者に通知するとともに、請求に基づき補助金を交付するものとする。

（補助金の交付請求）

第9条 前条の規定により交付額の確定を受けた者が、補助金の交付を請求しようとするときは、聖籠町宅地分譲地購入費補助金交付請求書（別記様式第6号）により町長に提出しなければならない。

（交付決定の取り消し）

第10条 町長は、補助金交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消すことができる。

- (1) 分譲契約に違反する事項があったとき。
- (2) 虚偽の申請をしたことが明らかになったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が補助金の交付を不相当と認めるとき。

2 町長は前項の規定により交付決定を取り消した場合は、聖籠町宅地分譲地購入費補助金交付取消通知書（別記様式第7号）により、当該補助金交付決定者に通知するものとする。

（補助金の返還命令等）

第11条 町長は、前条の規定により交付決定を取り消したときは、申請者に対し、既に交付した補助金の返還をさせることができる。

2 町長は、前項の規定により補助金を返還させようとするときは、聖籠町宅地分譲地購入費補助金返還通知書（別記様式第8号）により、当該補助金を返還すべき者に通知するものとする。

3 前項の規定による通知を受けた者は、町長が定める期日までに補助金を返還しなければならない。

(町指定建築業者の登録方法等)

第12条 町指定建築業者登録名簿に登録を希望する者は、聖籠町指定建築業者登録申請書(別記第9号様式)に、次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1) 建設業法第3条の規定による建設業許可証の写し

(2) 住宅瑕疵担保責任保険届出事業者証の写し

(3) その他町長が必要と認める書類

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成27年 4月 1日から施行する。

(準備行為)

2 この告示の施行の日前においても第12条に規定する聖籠町指定建築業者登録申請書の提出、その他この告示の実施のために必要な準備行為をすることができる。

(失効)

3 この告示は、平成28年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日後においても、この告示の規定は同日までに取得した対象住宅に係る補助金の交付及び返還については、なおその効力を有する。

別記様式第1号

聖籠町宅地分譲地購入費補助金交付申請書

年 月 日

聖籠町長 様

申請者

住所

氏名

㊞

連絡先

聖籠町宅地分譲地購入費補助金の交付を受けたいので、聖籠町宅地分譲地購入費補助金交付要綱第5条の規定により関係書類を添えて申請します。

なお、聖籠町宅地分譲地購入費補助金交付要綱を理解したうえ、申請内容に虚偽がないことを誓約し、確認の為に必要な個人情報調査については、何ら異議はないことを申し添えます。

記

分譲地名		
区画番号		
分譲地の所在		
分譲地購入金額		
建物種類面積		
請負事業者	住所	
	名称	
所有権移転登記年月日		
補助金額		

添付書類 確認済証の写し又は検査済み証の写し 契約書等写し

納税証明書又は完納証明書

別記様式第2号

第 号  
年 月 日

様

聖籠町長

印

聖籠町宅地分譲地購入費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった件について、下記のとおり決定したので、聖籠町宅地分譲地購入費補助金交付要綱第6条の規定に基づき通知します。

記

1 対象分譲地の所在地

2 交付決定額 円

3 その他（理由等）

別記様式第3号

第 号  
年 月 日

様

聖籠町長

㊟

聖籠町宅地分譲地購入費補助金不交付通知書

年 月 日付けで申請のあった件について、下記のとおり不交付と決定したので、聖籠町宅地分譲地購入費補助金交付要綱第6条の規定に基づき通知します。

記

- 1 対象分譲地の所在地
- 2 不交付の理由

別記様式第4号

年 月 日

聖籠町長 様

申請者 住所

氏名

印

(電話)

聖籠町宅地分譲地購入費補助金実績報告書

年 月 日付け第 号で交付決定のあった補助事業が完了したので、下記のとおり報告します。

記

1 補助金交付決定額

円

2 補助事業に要した期間

(1) 着手日 年 月 日

(2) 完了日 年 月 日

3 添付図書

- ① 登記事項証明書等（建築住宅の所有者が確認できる書類）
- ② 住民票の写し
- ③ 完成した状況がわかる現況写真
- ④ その他町長が必要と認めたもの



別記様式第5号

第 号  
年 月 日

様

聖籠町長

⑩

聖籠町宅地分譲地購入費補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった補助事業に対する補助金について、下記のとおり確定したので通知します。

記

1 交付決定額 金 円

2 確定額 金 円

別記様式第6号

聖籠町宅地分譲地購入費補助金交付請求書

年 月 日

聖籠町長 様

申請者

住所

氏名

㊞

連絡先

年 月 日付け 第 号により交付決定のあった分譲地  
購入補助金について、聖籠町宅地分譲地購入費補助金交付要綱第9条の規定に  
より下記のとおり請求します。

記

交付請求額	円								
振込先	金融機関	銀行 協同組合 信用金庫 信用組合					本店 支店(所)		
	口座番号	当座 普通							
	口座名義人	フリガナ							
		氏名							
備考									

別記様式第7号

第 号  
年 月 日

様

聖籠町長

印

聖籠町宅地分譲地購入費補助金交付取消通知書

年 月 日付けで申請のあった件について、下記のとおり決定  
(取消)したので、聖籠町宅地分譲地購入費補助金交付要綱第10条の規定に  
基づき通知します。

記

1 対象分譲地の所在地

2 取消決定額 円

3 その他(理由等)

別記様式第 8 号

第 号  
年 月 日

様

聖籠町長

㊞

聖籠町宅地分譲地購入費補助金返還通知書

年 月 日付けで交付取消のあった件について、下記のとおり  
決定したので、聖籠町宅地分譲地購入費補助金交付要綱第 1 1 条の規定に基づ  
き通知します。

記

1 対象分譲地の所在地

2 返 還 額 円

3 返還期日

4 そ の 他

別記第9号様式

聖籠町指定建築業者登録申請書

年 月 日

聖籠町長 様

聖籠町宅地分譲地購入費補助金交付要綱を理解したうえ、申請内容に虚偽がないことを誓約し、町指定建築業者に登録したいので、聖籠町宅地分譲地購入費補助金交付要綱第12条の規定により申請します。

なお、この申請に必要な個人情報（町の徴収金等の滞納状況）調査については、何ら異議はないことを申し添えます。

住所又は所在地	〒957— 新潟県北蒲原郡聖籠町大字	
フリガナ 商号又は名称		
フリガナ 代表者職・氏名		印鑑
電話番号	0254 — —	
FAX番号	0254 — —	
常時使用する 従業員の数	人	

※添付書類 建設業許可証の写し

住宅瑕疵担保責任保険届出事業者証の写し